

顧問推薦に関する内規

制定 平成 13 年 6 月 15 日

定款第 33 条に定める顧問の推薦についてこの内規を定める。

1. 顧問は、一般社団法人日本農村医学会に顕著な功績のあった者及び本会の活動に多大な協力を行った者の内から、下記の基準を満たしたものと対象とする。
 - ① 日本農村医学会正会員以外のもの。
 - ② 厚生連会長もしくはこれに準ずるもの。
 - ③ 厚生連会長の顧問在任期間はその役職在中の期間とする。
2. 理事は、顧問候補者を理事長に推薦することができる。
3. 理事長は、常任理事会および理事会に諮り、顧問候補者を定め総会に提出する。
4. 総会において承認後、顧問として委嘱する。
5. この内規の改廃は、理事会の決議による。

附 則

1. この内規は、平成 13 年 6 月 15 日から施行する。
2. 従前の顧問推薦内規（昭和 52 年 6 月 17 日制定）は廃止する。
3. 変更内規は、平成 23 年 11 月 9 日から施行する。